

# 山梨県公報

号外第四十五号

平成二十年

七月十七日

木 曜 日

## 目 次

山梨県知事、副知事の給料及び旅費条例等の一部を改正する条例	三
附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	三
山梨県恩給条例の一部を改正する条例	四
山梨県手数料条例の一部を改正する条例	四
山梨県薬事法関係手数料条例の一部を改正する条例	五
山梨県職業能力開発促進法関係手数料条例の一部を改正する条例	五
山梨県警察関係手数料条例の一部を改正する条例	五
山梨県県税条例の一部を改正する条例	五
山梨県風致地区条例の一部を改正する条例	九

## 条例のあらまし

### 山梨県知事、副知事の給料及び旅費条例等の一部を改正する条例(条例第三十一号)

(人事課)

1 職員の不祥事件を踏まえ、管理監督責任を明らかにするため、次のとおり所要の改正を行うこととした。

(一) 山梨県知事、副知事の給料及び旅費条例の一部改正

(1) 平成二十年八月一日から同年十月三十一日までの期間に係る知事の給料月額を百二十六万円から百二十六万円の十分の一に相当する額を減じて得た額とすることとした。

(2) 平成二十年八月一日から同月三十一日までの期間に係る副知事の給料月額を九十七万円から九十七万円の十分の一に相当する額を減じて得た額とすることとした。

(二) 山梨県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正

平成二十年八月一日から同年十月三十一日までの期間に係る教育長の給料月額を八十万円から八十万円の十分の一に相当する額を減じて得た額とすることとした。

(三) 山梨県知事等の給料の特例に関する条例の一部改正

(一)及び(二)により知事、副知事及び教育長の給料月額を減額する期間において、山梨県知事等の給料の特例に関する条例により減額することとなる知事、副知事及び教育長の給料月額をそれぞれ(一)及び(二)により減額した後の給料月額とすることとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(条例第三十二号)(国保援護課)

1 山梨県後期高齢者医療審査会の設置に伴い、報酬を支給する委員等に山梨県後期高齢者医療審査会の委員を加えることとした。

2 この条例は、公布の日から施行し、平成二十年四月一日から適用することとした。

山梨県恩給条例の一部を改正する条例(条例第三十三号)(職員厚生課)

1 株式会社日本政策金融公庫法及び地方公営企業等金融機構法の施行に伴い、規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成二十年十月一日から施行することとした。

山梨県手数料条例の一部を改正する条例(条例第三十四号)(大気水質保全課)

1 温泉法の一部改正にかんがみ、別表第二の手数料について次の改正を行うこととした。

(一) 次の手数料を定めることとした。

- |                               |       |
|-------------------------------|-------|
| (1) 掘削のための施設等変更許可申請手数料        | 二万四千元 |
| (2) ゆう出路増掘のための施設等変更許可申請手数料    | 二万四千元 |
| (3) 温泉採取許可申請手数料               | 三万五千元 |
| (4) 温泉の採取の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料 | 七千四百円 |
| (5) 可燃性天然ガス濃度確認申請手数料          | 七千四百円 |
| (6) 温泉採取のための施設等変更許可申請手数料      | 二万四千元 |

(二) 次の手数料の額を改めることとした。

- |                   |                     |
|-------------------|---------------------|
| (1) 土地掘削許可申請手数料   | 十三万円(改正前) 十二万円(改正後) |
| (2) ゆう出路増掘許可申請手数料 | 十二万円(改正前) 十一万円(改正後) |

2 その他規定の整備を行うこととした。

3 この条例は、平成二十年十月一日から施行することとした。ただし、1(一)(5)については、同年八月一日から施行することとした。

山梨県薬事法関係手数料条例の一部を改正する条例(条例第三十五号)(畜産課)

1 動物用医薬品等取締規則の一部改正にかんがみ、動物用医薬品に係る次の手数料を定めることとした。

- (一) 販売従事登録証書換え交付手数料 二千円
  - (二) 販売従事登録証再交付手数料 三千円
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 山梨県職業能力開発促進法関係手数料条例の一部を改正する条例**(条例第三十六号)  
(職業能力開発課)

1 職業能力開発促進法施行令の一部改正に伴い、技能検定を行う職種から「工業彫刻」及び「ほうろろ加工」を削除するとともに、技能検定を行う職種を具体的に規定する方法から包括的に規定する方法に改めることとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

**山梨県警察関係手数料条例の一部を改正する条例**(条例第三十七号)(警察本部会計課)

1 ICカード免許証の導入に伴い、次の表の上欄に掲げる別表第六の手数料について、同表の中欄に掲げる金額をそれぞれ同表の下欄に掲げる金額に改めることとした。

免許証交付手数料	千六百五十円	二千円
免許証再交付手数料	三千二百円	三千六百五十円
免許証更新手数料(經由申請でない場合)	二千円	二千五百五十円
免許証更新手数料(經由申請の場合)	二千五百円	二千五百五十円

2 この条例は、平成二十一年一月四日から施行することとした。

**山梨県税条例の一部を改正する条例**(条例第三十八号)(税務課)

1 地方税法の一部改正等に伴い、個人の県民税等について次の改正を行うこととした。

(一) 個人県民税

- (1) 寄附金税制について、次の改正を行うこととした。
  - (i) 控除方式を所得控除から税額控除に改めることとした。
  - (ii) 控除対象限度額を総所得金額等の三十パーセント(現行二十五パーセント)に引き上げ、適用下限額を五千元(現行十万元)に引き下げることにした。
  - (iii) 地方公共団体に対する寄附金について、当該寄附金の額が五千元を超える場合、その超える金額について、一定の限度まで所得税と合わせて全額を控除することとした。
- (2) 上場株式等の配当及び譲渡益に係る軽減税率等について、次の改正を行うこと

とした。

(i) 配当割について、税率(本則五パーセント)を三パーセントとしている特例措置を廃止することとした。

(ii) 上場株式等の配当等の支払事務取扱者を特別徴収義務者に追加することとした。

(iii) 上場株式等の譲渡に係る所得割について、税率(株式等の譲渡に係る税率二パーセント)を一・二パーセントとしている特例措置を廃止することとした。

(iv) 株式等譲渡所得割について、税率(本則五パーセント)を三パーセントとしている特例措置を廃止することとした。

(3) 肉用牛の売却による農業所得に係る所得割の課税の特例について、免税対象の見直しを行ったうえで適用期限を平成二十一年度から平成二十四年度まで延長することとした。

(二) 法人県民税

(1) 公益法人等の課税免除について、公益社団法人及び公益財団法人を課税免除とすることとした。

(2) 一般社団法人及び一般財団法人に課する均等割について、最低税率を適用することとした。

(3) 特例民法法人の課税免除について、公益社団法人又は公益財団法人と同様の措置を講ずることとした。

(三) 法人事業税

(1) 地方法人特別税及び地方法人特別譲与税の創設に伴い、所得割及び収入割の税率を引き下げることにした。

(2) 一般社団法人及び一般財団法人について、外形標準課税の対象外とし、所得割のみを課税することとした。

(四) 不動産取得税

公益社団法人又は公益財団法人で外国人留学生の寄宿舎の設置及び運営を主たる目的とするものが取得した不動産について、不動産取得税の納税義務を免除することとした。

(五) 狩猟税

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に規定する対象鳥獣捕獲員に係る税率を二分の一とする軽減措置を講ずることとした。

(六) その他

(1) 道路運送車両法の改正に伴う規定の整備を行うこととした。

(2) その他規定の整備を行うこととした。

- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1(1)については平成二十年十月一日から、1(2)、1(3)及び1(4)については同年十二月一日から、1(1)(i)及び1(2)(iv)については平成二十一年一月一日から、1(1)(ii)及び1(2)(i)から、1(2)(ii)及び1(3)については平成二十二年一月一日から、1(2)(iii)及び1(6)(1)については同年四月一日から施行することとした。
- 山梨県風致地区条例の一部を改正する条例**（条例第三十九号）（建築指導課）
- 1 独立行政法人緑資源機構法の廃止に伴い、風致地区内における建築物の建築等の許可に代えて協議を必要とする団体から、独立行政法人緑資源機構を削ることとした。
  - 2 独立行政法人森林総合研究所について、独立行政法人緑資源機構から承継した業務が終了するまでの間、風致地区内における建築物の建築等の許可に代えて協議を必要とする団体とする特例を設けることとした。
  - 3 その他規定の整備を行うこととした。
  - 4 この条例は、公布の日から施行し、1及び2については、平成二十年四月一日から適用することとした。

## 条 例

山梨県知事、副知事の給料及び旅費条例等の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成二十年七月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

### 山梨県条例第三十一号

山梨県知事、副知事の給料及び旅費条例等の一部を改正する条例

（山梨県知事、副知事の給料及び旅費条例の一部改正）

**第一条** 山梨県知事、副知事の給料及び旅費条例（昭和二十六年山梨県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

附則に次の二項を加える。

- 8 平成二十年八月一日から同年十月三十一日までの期間に係る知事の給料月額は、第二条の規定にかかわらず、百二十六万円から百二十六万円の十分の一に相当する額を減じて得た額とする。

- 9 平成二十年八月一日から同月三十一日までの期間に係る副知事の給料月額を、第二条の規定にかかわらず、九十七万円から九十七万円の十分の一に相当する額を減じて得た額とする。

（山梨県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正）

**第二条** 山梨県教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和二十五年山梨県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

- 2 平成二十年八月一日から同年十月三十一日までの期間に係る教育長の給料月額を、第三条第一項の規定にかかわらず、八十万円から八十万円の十分の一に相当する額を減じて得た額とする。

（山梨県知事等の給料の特例に関する条例の一部改正）

**第三条** 山梨県知事等の給料の特例に関する条例（平成十五年山梨県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

附則に次の二項を加える。

- （平成二十年八月一日から同月三十一日までの間における特例）
- 4 平成二十年八月一日から同月三十一日までの間においては、第一条中「別表の給料の表」とあるのは「別表の給料の表並びに附則第八項及び第九項」と、「同表知事の項」とあるのは「同条例附則第八項」と、「同表副知事の項」とあるのは「同条例附則第九項」と、第三条中「第三条第一項」とあるのは「第三条第一項及び附則第二項」として、これらの規定を適用する。

（平成二十年九月一日から同年十月三十一日までの間における特例）

- 5 平成二十年九月一日から同年十月三十一日までの間においては、第一条中「別表の給料の表」とあるのは「別表の給料の表及び附則第八項」と、「同表知事の項」とあるのは「同項」と、第三条中「第三条第一項」とあるのは「第三条第一項及び附則第二項」として、これらの規定を適用する。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年七月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

### 山梨県条例第三十二号

附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和四十年山梨県条例第七号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

山梨県国民健康保険審査会の委員

を

山梨県国民健康

山梨県後期高齢

保険審査会の委員

者医療審査会の委員

に改める。

**附則**

この条例は、公布の日から施行し、平成二十年四月一日から適用する。

山梨県恩給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年七月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

**山梨県条例第三十三号**

山梨県恩給条例の一部を改正する条例

山梨県恩給条例（昭和二十八年山梨県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項ただし書中「但し、国民金融公庫」を「ただし、株式会社日本政策金融公庫」に改める。

第七十四条の三中「公営企業金融公庫」を「旧公営企業金融公庫」に改める。

**附則**

この条例は、平成二十年十月一日から施行する。

山梨県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年七月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

**山梨県条例第三十四号**

山梨県手数料条例の一部を改正する条例

**第一条** 山梨県手数料条例（平成十二年山梨県条例第三号）の一部を次のように改正する。

別表第二の八の二の項の次に次のように加える。

八の三 温泉法第十四条の五第一項の規定に基づく可燃性天然ガスの濃度についての確認の申請に対する審査	可燃性天然ガスの濃度確認申請手数料	七千四百円
---	-------------------	-------

**第二条** 山梨県手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第二の七の項中「十二万円」を「十三万円」に改め、同表七の二の項の次に次のように加える。

七の三 温泉法第七条の二第一項の規定に基づく掘削のための施設等の変更の許可の申請に対する審査	掘削のための施設等変更許可申請手数料	二万四千元
--	--------------------	-------

別表第二の八の項中「又は動力の装置」を削り、「ゆう出路増掘又は動力装置の許可の申請手数料」を「ゆう出路増掘許可申請手数料」に、「十一万円」を「十二万円」に改める。

別表第二の八の三の項を同表八の七の項とする。

別表第二の八の二の項中「第十一条第二項」の下に「及び第三項」を加え、同項を同表八の三の項とし、同表八の項の次に次のように加える。

八の二 温泉法第十一条第一項の規定に基づく動力の装置の許可の申請に対する審査	動力装置許可申請手数料	十一万円
--	-------------	------

別表第二の八の三の項の次に次のように加える。

八の四 温泉法第十一条第二項において準用する同法第七条の二第一項の規定に基づくゆう出路の増掘のための施設等の変更の許可の申請に対する審査	ゆう出路増掘のための施設等変更許可申請手数料	二万四千元
八の五 温泉法第十四条の二第一項の規定に基づく温泉の採取の許可の申請に対する審査	温泉採取許可申請手数料	三万五千元
八の六 温泉法第十四条の三第一項又は第十四条の四第一項の規定に基づく温泉の採取の許可を受けた	温泉の採取の許可を受けた地位の承継の承認申請	七千四百円

地位の承継の承認申請に対する審査  
請手数料

別表第二の八の七の項の次に次のように加える。

八の八 温泉法第十四条の七第一項の規定に基づく温泉の採取のための施設等の変更の許可の申請に対する審査	温泉採取のための施設等変更許可申請手数料	一万四千元
--	----------------------	-------

**附則**

この条例は、平成二十年十月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、同年八月一日から施行する。

山梨県薬事法関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年七月十七日

山梨県知事 横内正明

**山梨県条例第三十五号**

山梨県薬事法関係手数料条例の一部を改正する条例

山梨県薬事法関係手数料条例（平成十二年山梨県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び薬事法施行規則」を「、薬事法施行規則」に、「省令」という。）を「厚生省令」という。）及び動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第七七号。以下「農林水産省令」という。）に改める。

別表三十一の項中「省令第五百五十九条の十一第一項」を「厚生省令第五百五十九条の十一第一項又は農林水産省令第五百五十九条の十二第一項」に改め、同表三十二の項中「省令第五百五十九条の十二第一項」を「厚生省令第五百五十九条の十二第一項又は農林水産省令第五百五十九条の十三第一項」に改める。

**附則**

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県職業能力開発促進法関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年七月十七日

山梨県知事 横内正明

**山梨県条例第三十六号**

山梨県職業能力開発促進法関係手数料条例の一部を改正する条例

山梨県職業能力開発促進法関係手数料条例（平成十二年山梨県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

別表四の項1口(1)を次のように改める。

- (1) (2)及び(3)に掲げる職種以外の職種

**附則**

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県警察関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年七月十七日

山梨県知事 横内正明

**山梨県条例第三十七号**

山梨県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

山梨県警察関係手数料条例（平成十二年山梨県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表第六の十四の項中「千六百五十円」を「二千円」に改め、同表十五の項中「三千二百円」を「三千六百五十円」に改め、同表十六の項中「二千円」を「二千五百五十円」に改める。

**附則**

この条例は、平成二十一年一月四日から施行する。

山梨県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年七月十七日

山梨県知事 横内正明

**山梨県条例第三十八号**

山梨県県税条例の一部を改正する条例

山梨県県税条例（昭和三十六年山梨県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号を次のように改める。  
一 道路運送車両法第六十二条第二項（同法第六十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定により自動車検査証の返付を受けようとする場合

第十一条第二号中「とき」を「場合」に改める。

第十六条第一項第七号中「第三十七条の十一第一項」を「第三十七条の十二の第二項」に改め、同条第四項中「第二百六十条の二第一項の認可を受けた地縁による団体」

を「第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成六年法律第六号）第七条の二第一項に規定する法人である政党等」に改める。

第二十条中「寄附金控除額」を削り、第二十二條の次に次の一条を加える。

（寄附金税額控除）

**第二十二條の二** 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の三十に相当する金額を超える場合には、当該百分の三十に相当する金額）が五千万円を超える場合には、その超える金額の百分の四に相当する金額（当該納税義務者が前年中に第一号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が五千万円を超える場合にあつては、当該百分の四に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第二十一条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

一 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金（当該納税義務者がその寄附によつて設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）

二 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百十三條第二項に規定する共同募金会（その主たる事務所を県内に有するものに限る。）に対する寄附金又は日本赤十字社に対する寄附金（県内に事務所を有する日本赤十字社の支部において収納されたものに限る。）で、政令で定めるもの

2 前項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支出した同項第一号に掲げる寄附金の額の合計額のうち五千万円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の五分の二に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の第二十一条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額の百分の十に相当する金額を超えるときは、当該百分の十に相当する金額）とする。

一 当該納税義務者が第二十一条第二項に規定する課税総所得金額（以下この項において「課税総所得金額」という。）を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る前条第一号イに掲げる金額（以下この項において「人的控除差調整額」という。）を控除した金額が零以上であるとき 当該控除後の金額について、次の表の上欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合

百九十五万円以下の金額	百分の八十五
百九十五万円を超え三百三十万円以下の金額	百分の八十
三百三十万円を超え六百九十五万円以下の金額	百分の七十
六百九十五万円を超え九百万円以下の金額	百分の六十七
九百万円を超え千八百万円以下の金額	百分の五十七
千八百万円を超える金額	百分の五十

二 当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る人的控除差調整額を控除した金額が零を下回るときであつて、当該納税義務者が第二十一条第二項に規定する課税山林所得金額（以下この項において「課税山林所得金額」という。）及び同条第二項に規定する課税退職所得金額（以下この項において「課税退職所得金額」という。）を有しないとき 百分の九十

三 当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る人的控除差調整額を控除した金額が零を下回るとき又は当該納税義務者が課税総所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者が課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有するとき 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める割合（イ及びロに掲げる場合のいずれにも該当するときは、当該イ又はロに定める割合のうちいずれか低い割合）

イ 課税山林所得金額を有する場合 当該課税山林所得金額の五分の一に相当する金額について、第一号の表の上欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合

下欄に掲げる割合

ロ 課税退職所得金額を有する場合 当該課税退職所得金額について、第一号の表の上欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合

第二十八条第一項第五号中「第三十七條の三」を「第三十七條の四」に、「第三百二十四條の八第三項」を「第三百十四條の九第三項」に改める。

第三十条第一項の表第一号「二」「八」を「二」に改め、同号二を同号ホとし、同号ハ中「及びロ」を「からハまで」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

八 一般社団法人（非営利型法人）（法人税法第二条第九号の二に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）

第三十三条第一項中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の公益法人」を「公益社団法人、公益財団法人」に、「これに」を「これらに」に改める。

第三十三条の十三第一項中「同じ。」の下に「又は租税特別措置法第九条の三の二第一項に規定する上場株式等の配当等（次項において「上場株式等の配当等」という。）」を加え、同条第二項中「国外特定配当等」の下に「又は上場株式等の配当等」を加える。

第三十三条の二十第二項中「第三十七条の十一の四第三項」を「第三十七条の十一の四第二項」に改める。

第三十四条第一項第一号口中「投資法人及び」を「投資法人」に改め、「特定目的会社」の下に「並びに一般社団法人（非営利型法人）（法人税法第二条第九号の二に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）」を加える。

第六十二条の十第一項中「民法第三十四条の法人」を「公益社団法人又は公益財団法人」に、「本条」を「この条」に、「本項」を「この項」に改め、同条第四項中「当該法人」を「納税義務者」に改める。

第六十六条第二項中「民法」の下に「（明治二十九年法律第八十九号）」を加える。

附則第四条の二を削る。

附則第六条第一項第二号口中「第二十五条第二項」を「第八条の四第一項（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十三号。以下この号において「平成二十年所得税法等改正法」という。）附則第三十二条第一項の規定により適用される場合を含む。）第二十五条第二項」に、「同法第三十七条の十一第一項」を「平成二十年所得税法等改正法附則第四十三条第二項」に改め、同号八中「第十条の七」を「第十条の六」に改める。

附則第六条の二第二項中「平成二十一年度」を「平成二十四年度」に、「免税対象飼育牛である場合」を「免税対象飼育牛（次項において「免税対象飼育牛」という。）である場合（その売却した肉用牛の頭数の合計が二千頭以内である場合に限る。）」に改め、同条第二項中「同項に規定する」を削り、「ものが含まれている」を「もの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が二千頭を超える場合の当該を超える部分の免税対象飼育牛が含まれている」に、「第二十一条」を「第二十一条の二」に、「第三十七条の二」を「第三十七条の三及び附則第五条の五第一項」に改める。

附則第六条の三第二項第二号中「第二十一条」を「から第二十一条の二まで」に、「第三十七条の二」を「第三十七条の三及び附則第五条の五第一項」に改め、同項第三

号中「、第三百十四条の七」を「から第三百十四条の八まで」に、「及び附則第五条の四第六項」を「、附則第五条の四第六項及び附則第五条の五第二項」に改める。

附則第十二条の九の次に次の一条を加える。

（上場株式等に係る配当所得に係る県民税の課税の特例）

第十二条の九の二 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第八条の四第一項に規定する上場株式等の配当等（以下この条において「上場株式等の配当等」という。）を有する場合において、当該上場株式等の配当等の支払を受けべき年の翌年の四月一日の属する年度分の県民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある法第三十二条第十三項に規定する申告書を提出したときは、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、第十九条及び第二十一条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等の配当等に係る配当所得の金額（以下この項において「上場株式等に係る配当所得の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税配当所得の金額（上場株式等に係る配当所得の金額（法附則第三十三条の二第三項第三号の規定により読み替えて適用される法第三十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の二に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、附則第四条の規定は、適用しない。

2 県民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けべき上場株式等の配当等に係る配当所得の金額について第十九条及び第二十一条の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けべき他の上場株式等の配当等に係る配当所得については、前項の規定は、適用しない。

附則第十二条の十の二及び附則第十二条の十の三を削り、附則第十二条の十五の二の次に次の一条を加える。

（地方法人特別税等に関する暫定措置法による法人の事業税の税率の特例）

第十二条の十五の三 平成二十年十月一日以後に開始する各事業年度（法第七十二条の十三に規定する事業年度をいう。以下この条において同じ。）に係る法人の事業税及び同日以後の解散（合併による解散を除く。）による清算所得に対する法人の事業税（清算所得に対する法人の事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人の事業税を含む。）についての第三十八条及び前条の規定の適用については、第三十八条第一項第一号八の表中「百分の三・八」とあるのは「百分の一・五」と、「百分の五・五」とあるのは「百分の二・二」と、「百分の七・二」とあるのは「百分の二・九」と、同項第二号の表中「百分の五」とあるのは「百分の二・七」と、「百分の六・六」とあるのは

「百分の三・六」と、同項第三号の表中「百分の五」とあるのは「百分の一・七」と、「百分の七・三」とあるのは「百分の四」と、「百分の九・六」とあるのは「百分の五・三」と、同条第二項中「百分の一・三」とあるのは「百分の〇・七」と、同条第三項第一号中「百分の七・二」とあるのは「百分の二・九」と、同項第二号中「百分の六・六」とあるのは「百分の三・六」と、同項第三号中「百分の九・六」とあるのは「百分の五・三」と、前条中「百分の六・六」とあるのは「百分の三・六」と、「百分の七・九」とあるのは「百分の四・三」とする。

附則第十二条の十六の次に次の一条を加える。

(狩猟税の特例)

第十二条の十六の二 平成二十年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に受ける狩猟者の登録であつて次に掲げる登録のいずれかに該当するものに係る狩猟税の税率は、第六十九条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に二分の一を乗じた税率とする。

一 対象鳥獣捕獲員（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成十九年法律第三十四号）第九条第五項の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第五十六条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。次号において同じ。）に係る狩猟者の登録

二 前号の狩猟者の登録（以下この号において「軽減税率適用登録」という。）を受けていた者が対象鳥獣捕獲員でなくなつた場合において、その者が当該軽減税率適用登録に係る狩猟免許と同一の種類の手続きについて当該軽減税率適用登録の有効期間の範囲内の期間を有効期間とする狩猟者の登録を受けるときにおける当該狩猟者の登録

附則第十二条の十七の次に次の一条を加える。

(旧民法第三十四条の法人から移行した法人等に係る県民税の特例)

第十二条の十八 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号。以下この条において「整備法」という。）第四十条第一項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であつて整備法第六十一条（整備法第二百一十一条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の登記をしていないもの（整備法第三十一条第一項の規定により整備法第四十五条の認可を取り消されたものを除く。）については、公益社団法人又は公益財団法人とみなして、第三十三条第一項の規定を適用する。

附則

(施行期日)

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十二条の十五の二の次に一条を加える改正規定 平成二十年十月一日  
二 第十六条第四項、第三十条第一項の表第一号、第三十三条第一項、第三十四条第一項第一号口、第六十二条の十及び第六十六条第二項の改正規定並びに附則第十二条の十七の次に一条を加える改正規定並びに附則第三条及び第四条の規定 平成二十年十二月一日  
三 第十六条第一項第七号及び第三十三条の二十第二項の改正規定並びに附則第四条の二を削る改正規定及び附則第十二条の十の三を削る改正規定並びに次条第一項から第三項までの規定 平成二十一年一月一日

四 第二十条の改正規定、第二十二條の次に一条を加える改正規定及び第二十八条第一項第五号の改正規定並びに附則第六条の二第二項の改正規定（「第二十一条を「第二十一条の二」に、「第三十七条の二」を「第三十七条の三及び附則第五条の五第一項」に改める部分に限る。）並びに附則第六条の三第二項第二号及び第三号の改正規定並びに次条第四項の規定 平成二十一年四月一日

五 第三十三条の十三の改正規定並びに附則第六条の二第一項の改正規定、同条第二項の改正規定（「第二十一条」を「第二十一条の二」に、「第三十七条の二」を「第三十七条の三」を「第三十七条の三及び附則第五条の五第一項」に改める部分を除く。）及び附則第十二条の九の次に一条を加える改正規定並びに次条第五項及び第六項の規定 平成二十二年一月一日

六 第十一条の改正規定並びに附則第六条第一項第二号口及び八の改正規定並びに附則第十二条の十の二を削る改正規定並びに次条第七項及び第八項の規定 平成二十二年四月一日

(個人の県民税に関する経過措置)

第二条 平成二十一年一月一日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の山梨県税条例（以下この条及び次条において「旧条例」という。）附則第四条の二に規定する特定配当等については、なお従前の例による。

2 平成二十一年一月一日から平成二十二年十二月三十一日までの間に支払を受けるべき特定配当等（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四条の二第九項又は第四条の三第十項の規定の適用を受けるものを除く。）に係るこの条例による改正後の山梨県税条例（以下この条及び附則第五条において「新条例」という。）第三十三条の十一の規定の適用については、同条中「百分の五」とあるのは、「百分の三」とする。

3 平成二十一年一月一日から平成二十二年十二月三十一日までの間に行われる新条例



第三十三條の十九第二項に規定する対象譲渡等に係る新条例第三十三條の十七及び第三十三條の二十第二項の規定の適用については、これらの規定中「百分の五」とあるのは、「百分の三」とする。

4 新条例第二十二條の二の規定は、県民税の所得割の納税義務者が平成二十年一月一日以後に支出する同条第一項各号に掲げる寄附金について適用する。

5 新条例附則第六條の二第一項及び第二項の規定は、平成二十二年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、旧条例附則第六條の二第一項に規定する免税対象飼育牛に係る所得に係る平成二十一年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

6 県民税の所得割の納税義務者が、平成二十一年一月一日から平成二十二年十二月三十一日までの間に支払を受けるべき新条例附則第十二條の九の二第一項に規定する上場株式等の配当等を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同項前段の規定により、上場株式等に係る課税配当所得の金額（同項前段に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額をいう。以下この項において同じ。）に対して課する県民税の所得割の額は、同条第一項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

一 上場株式等に係る課税配当所得の金額が百万円以下である場合 当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の百分の一・二に相当する金額

二 上場株式等に係る課税配当所得の金額が百万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額

イ 一万二千円

ロ 当該上場株式等に係る課税配当所得の金額から百万円を控除した金額の百分の一・二に相当する金額

7 県民税の所得割の納税義務者が平成二十一年一月一日前に行った旧条例附則第十二條の十の二に規定する上場株式等の譲渡に係る同条に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額に対して課する平成二十一年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

8 県民税の所得割の納税義務者が、平成二十一年一月一日から平成二十二年十二月三十一日までの間に地方税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十一号。以下この項において「改正法」という。）第一条の規定による改正後の地方税法（以下この項において「新法」という。）附則第三十五條の二の六第二項に規定する上場株式等（以下この項において「上場株式等」という。）の譲渡（新法附則第三十五條の二の二第二項に規定する譲渡をいう。）のうち租税特別措置法第三十七條の十二の二第二項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等の譲渡による

事業所得、譲渡所得及び雑所得（同法第三十二條第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。）については、新条例附則第十二條の十の規定により同条に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対して課する県民税の所得割の額は、同条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

一 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（改正法附則第三條第二十二項の規定により読み替えて適用される新法附則第三十五條の二第五項の規定により読み替えて適用される新法第三十四條の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。以下この項において同じ。）が五百万円以下である場合 当該上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額の百分の一・二に相当する金額

二 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額が五百万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額

イ 六万円

ロ 当該上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額から五百万円を控除した金額の百分の二に相当する金額

（法人の県民税に関する経過措置）

第三條 旧条例第三十三條第一項に規定する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第三十八條の規定による改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号。次条において「旧民法」という。）第三十四條の公益法人に対して課する平成二十一年度分までの法人の県民税の課税の免除については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

第四條 平成二十年十二月一日前の旧民法第三十四條の法人による不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（狩猟税に関する経過措置）

第五條 新条例附則第十二條の十六の二の規定は、平成二十年四月一日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用し、同日前に狩猟者の登録を受けた者に対して課する狩猟税については、なお従前の例による。

山梨県風致地区条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年七月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

**山梨県条例第三十九号**

山梨県風致地区条例の一部を改正する条例

山梨県風致地区条例（昭和四十五年山梨県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号から第三号までの規定中「行なう」を「行う」に改め、同項第四号中「こえる」を「超える」に改め、同項第六号イ中「行なう」を「行う」に改め、同項第七号中「こえる」を「超える」に改め、同項第八号イ中「行なわれる」を「行われる」に改め、同号ホ中「第二項各号及び第三条各号」を「この項各号及び次条各号」に改め、同項第十三号ハ中「第一種電気通信事業」を「認定電気通信事業」に改め、同条第三項中「本項」を「この項」に改め、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。

附則に次の一項を加える。

（独立行政法人森林総合研究所に関する特例）

3 第二条第三項の独立行政法人は、独立行政法人森林総合研究所が行う独立行政法人森林総合研究所法（平成十一年法律第九十八号）附則第六条第一項、第八条第一項、第九条第一項及び第十一条第一項に規定する業務が終了するまでの間、第二条第三項各号に掲げるもののほか、独立行政法人森林総合研究所とする。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の山梨県風致地区条例第二条第三項及び附則第三項の規定は、平成二十年四月一日から適用する。